

# 内部統制システム構築の基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき、株式会社メイコー及び子会社等（以下、「メイコーグループ」という）における業務の適正を確保するための体制の整備のため、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり、定めています。

## 記

### I. 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. メイコーグループのコンプライアンスを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び第5号二）

- （1）「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は、当社及び当社子会社（以下「メイコーグループ」という。）に係るコンプライアンス施策、年間活動の策定・実施・モニタリング及びコンプライアンス違反事件についての分析と検討を行い、その結果を踏まえた再発防止策の立案・実施の推進に関する指導監督を行う。
- （2）委員会事務局は、「メイコーグループの企業行動憲章」に基づいて制定した「コンプライアンス・マニュアル」等を用い、メイコーグループの取締役及び使用人に対して、適宜コンプライアンス教育を実施する。
- （3）代表取締役社長（以下「社長」という。）直属の内部監査部門を設置し、メイコーグループにおける業務執行が法令・定款等に適合しているかについて監査を実施し、監査結果を社長及び本社取締役会（以下「取締役会」という。）に報告する。
- （4）内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反行為に関する相談窓口を当社人事総務部門及び法律事務所に設置し、メイコーグループにおける法令違反並びに定款違反及び社内規程違反の発見、又はそのおそれのある事実の早期発見のため、その利用を促進する。また、内部通報者及び通報に係る調査の協力者等に対する不利益な取扱いを禁止する。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第1号）

- （1）取締役会議事録、重要会議議事録、その他取締役の職務の執行状況を示す主要な稟議決裁記録等は、法令及び社内規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保存・管理する。
- （2）取締役、監査役及び内部監査部門は、上記記録について、いつでも閲覧できる。

#### 3. メイコーグループのリスク管理に関する体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第2号及び第5号口）

- (1) メイコーグループのリスク管理を円滑に実施するために、リスク・コンプライアンス管理規定に基づき委員会を設置する。委員会において、メイコーグループが事業を継続し、安定的発展を確保する際に直面しうる重大なリスク（品質問題、環境保全、法令・規制違反、災害事故、システム機能不全、情報セキュリティ、財務報告の誤り、安全衛生等）を把握し、リスク管理に係る方針、施策、年度計画の策定等を行う。
- (2) メイコーグループにおいて、不測の事態が発生した場合、又は、重大なリスクの顕在化の兆しを認知した場合、直ちに社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、統括的な危機管理を行い、損害の拡大防止を図る。

#### **4. メイコーグループの取締役による効率的な職務の執行を確保するための体制**

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第3号及び第5号ハ)

- (1) 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直すことにより、社長から取締役及び執行役員に対して権限移譲を進め、メイコーグループの事業運営に関する迅速な意思決定による効率的な業務執行体制を構築する。
- (2) 取締役会は、メイコーグループの課題に対する進捗状況を確認し、適宜、改善策を実施する。
- (3) 取締役は、毎週又は毎月行われる報告会議等を通じて、メイコーグループの製造・販売の状況に関して、適時・適切に業績を把握する。

#### **5. メイコーグループにおける業務の適正を確保するための体制**

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号イロニ)

- (1) 「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコーグループ行動規範」を通じて、子会社の取締役及び使用人による遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して、当該子会社の事業運営に関する重要な事項の決定について当社の事前承認または当社に対する報告を義務付けるものとする。また、特に重要な事項については当社の取締役会へ付議を行わせる。
- (3) 当社の内部監査部門は、グループ全体の業務執行状況及びリスク管理状況の監査を定期的実施する。

#### **6. 監査役の職務を補助すべき補助使用人に関する体制**

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第1号乃至3号)

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要な補助者を当社の使用人から任命し、当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役からの指揮命令を優先させるものとする。
- (2) 補助使用人の人事評価、任命・異動等については、監査役の同意を得た上で決定する。

## 7. 監査役への報告に関する体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第4号及び第5号)

- (1) メイコーグループの取締役及び使用人は、メイコーグループにおいて、重要なコンプライアンス違反、その他著しい損害を及ぼす恐れのある事項について、遅滞なく監査役へ報告する。
- (2) 当社は、監査役への報告を行ったメイコーグループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

## 8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第6号及び第7号)

- (1) 当社は、監査役による社長との定期的な意見交換、取締役及び執行役員等への定期ヒアリングの機会の設定、弁護士、公認会計士等の外部専門家及び内部監査部門との連携が図られる環境を整備する等、監査役が実効ある監査を行うことができるように努める。
- (2) 監査役は、監査方針等に則り、取締役会に加えて重要会議等に出席するとともに、稟議決裁書類等の閲覧、当社及び重要な子会社の業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。また、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用の処理に応じる。

以 上

改正 2020年3月23日